

月報

いしのまき

平成30年3月号

ハローワーク石巻
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
TEL 0225-95-0158
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(30年1月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は2.10倍となり、前年同月と同水準、前月比では0.03ポイント上回りました。

【求人のようにす】

○ 新規求人数は2,135人で、前年同月比で1.5%増(前年同月差31人増)、前月比で20.1%増(前月差357人増)となりました。

新規求人数を主な産業別で見ると、建設業が341人で、前年同月比で3.0%増(前年同月差10人増)、卸売業・小売業が215人で、同5.4%増(同11人増)、医療・福祉が448人で、同19.8%増(同74人増)、サービス業が305人で、同48.1%増(同99人増)となりました。

一方、製造業が297人で、同1.7%減(同5人減)、宿泊業・飲食サービス業が97人で、同36.6%減(同56人減)となりました。

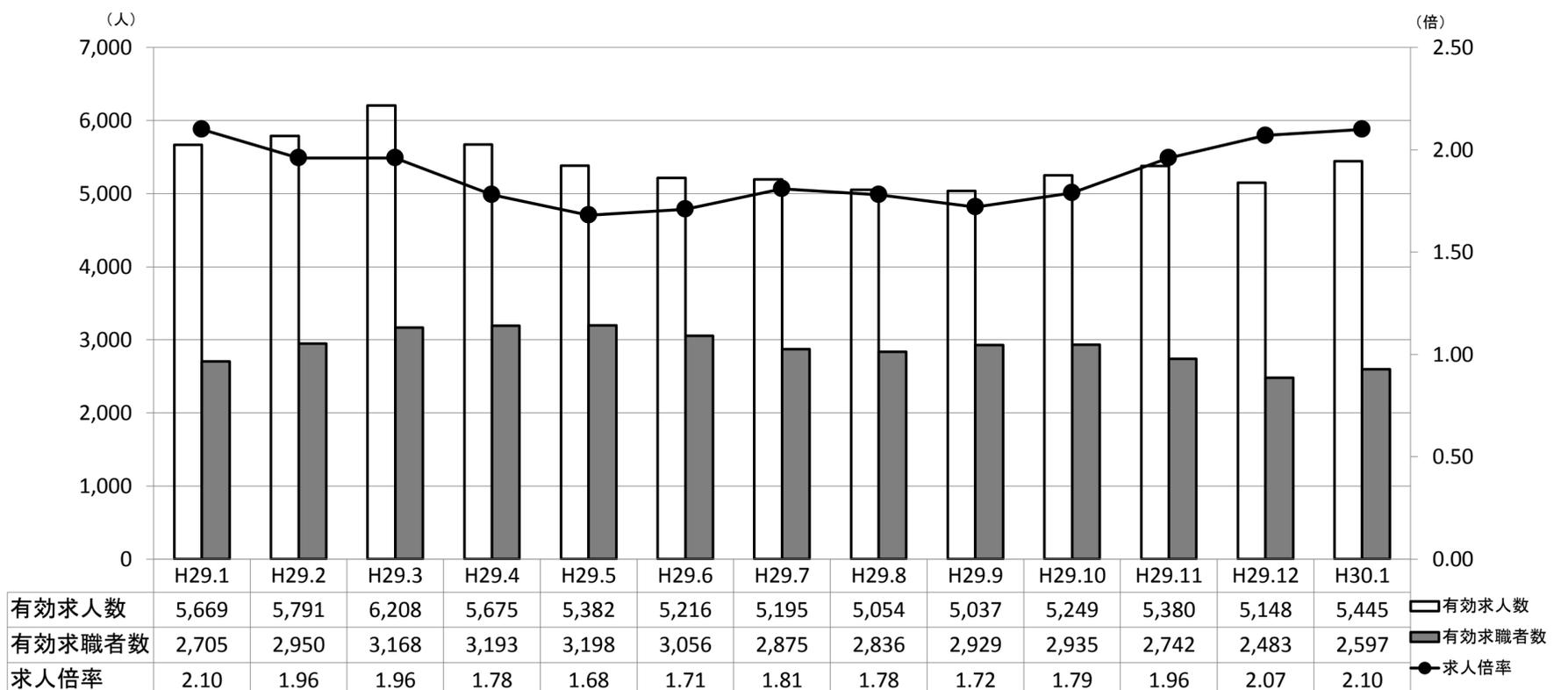
○ 月間有効求人数は5,445人で、前年同月比で4.0%減(前年同月差224人減)、前月比で5.8%増(前月差297人増)となりました。

【求職のようにす】

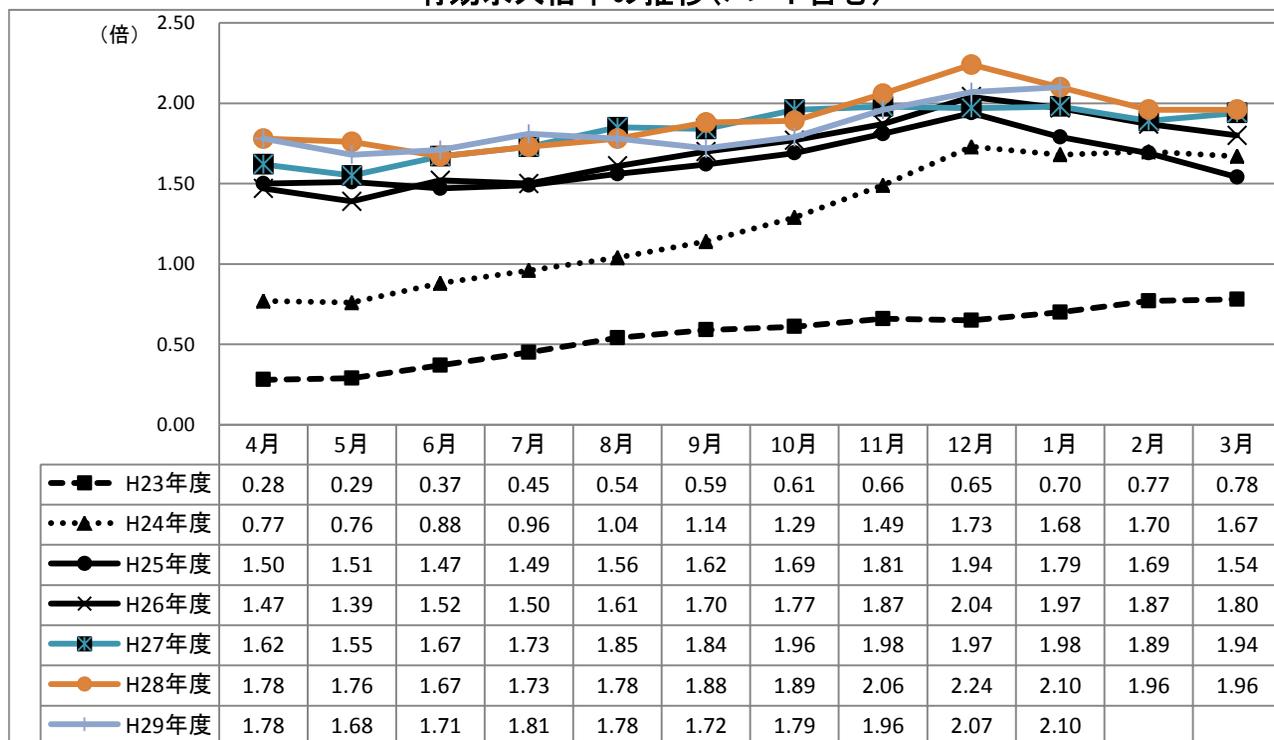
○ 新規求職者数は867人で、前年同月比で3.7%減(前年同月差33人減)、前月比で72.0%増(前月差363人増)となりました。

○ 月間有効求職者数は2,597人で、前年同月比で4.0%減(前年同月差108人減)、前月比で4.6%増(前月差114人増)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,341人で51.6%、45歳以上54歳以下は522人で20.1%、55歳以上は734人で28.3%となっています。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	2,135	*	*	20.1	1.5
月間有効求人数	5,445	*	*	5.8	▲ 4.0
新規求職者数	867	370	495	72.0	▲ 3.7
うち(保)	169	69	100	30.0	▲ 5.6
月間有効求職者数	2,597	1,168	1,424	4.6	▲ 4.0
うち(保)	879	354	525	1.4	▲ 5.8
求人倍率					
新規	2.46	*	*	▲1.07P	0.12P
有効	2.10	*	*	0.03P	0.00P
紹介件数	1,053	503	550	66.1	▲ 15.4
うち(保)	180	96	84	57.9	▲ 11.3
就職件数	241	113	128	▲ 19.7	▲ 20.2
うち(保)	61	31	30	▲ 14.1	7.0
新規就職率	27.8	30.5	25.9	▲31.7P	▲5.8P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	21	7	14	16.7	▲ 25.0
新規登録者数	12	2	10	71.4	0.0
就職件数	9	0	9	▲ 47.1	28.6
月末現在有効求職者数	339	117	222	1.8	6.6

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
事業所関係	新規適用事業所数	8	*	*	▲ 20.0	▲ 20.0
	廃止事業所数	4	*	*	▲ 60.0	▲ 33.3
	月末現在事業所数	4,151	*	*	0.1	1.8
被保険者関係	資格取得者数	460	255	205	▲ 10.7	▲ 41.3
	資格喪失者数	629	325	304	24.8	▲ 2.0
	離職票交付件数	430	*	*	38.7	6.7
	月末現在被保険者数	46,138	27,233	18,905	▲ 0.4	2.7
給付金関係	受給資格決定数	193	79	114	30.4	7.2
	一般給付受給者数	561	222	339	4.5	3.5
	一般給付金額	70,051	33,049	37,002	33.2	12.1
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	▲ 100.0
	個別延長給付金額	0	0	0	-	▲ 100.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

宮城労働局メールマガジンのご案内

宮城労働局では、労働関係・人事労務関係の最新情報を最速でお届けするメールマガジンを発行しています。
ぜひ、配信登録を！

【記事の例】(予定)

- 労働基準法をはじめ労働関係の法令や制度の改正ニュース
- 労働関係の各種制度の見直し動向
- 役に立つ各種助成金のご案内
- 人事労務管理関係の講習会・セミナーなどの開催ご案内
- 職場の安全・健康管理に役立つ各種情報
- 効果的な人手不足対策のヒント

配信登録は簡単！(無料です)

方法① 登録ページからの登録

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>



方法② 空メール送信による登録

miyagiroudou@km.moweb.jp



- 記事の内容は主に企業の人事労務担当者、労働安全衛生担当者、経営者の方など向けのものとなっておりますが、現在働いておられる方、就職活動中の学生や社会人の方なども役立つ内容となっております。
- 登録後のメール配信は、宮城労働局が契約している miyagiroudou@mygmm.jp より行いますので、携帯会社などの迷惑メール設定で、受信するメールを制限している方は、受信許可メールにこのアドレスを登録してください。
- 定期号を毎月1回配信するほか、臨時号を随時配信します。

宮城労働局のホームページもご覧ください！

- ・労働行政施策全体の動向やお役立ち情報が整理されています。
- ・企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・働きたい人に役立つ情報が満載。

宮城労働局

検索

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。